

## 議案第 8 号

あきる野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の公布による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年あきる野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- （5） 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第 3 条を削り、附則第 4 条を附則第 3 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市後期高齢者医療に関する条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。